

みどモス 応援券 第4弾



を配布します

エネルギーや食料品などの物価高騰の影響により、経済的な負担が増加している市民生活を応援するとともに、市内での消費を促し、地域経済の回復を図るため、みどりにもっとスマイル応援事業を実施し、市民の皆さんの生活を応援します。

問い合わせ先 商工課 ☎ (76)1938

市民の皆さんへ

これまでと同様に取扱店（全業種）で使用できます。市内の「みどモス応援券取扱店」の表示（のぼり旗・ポスター・ステッカー）があるお店などで使用できます。

- | | |
|------|--|
| 応援券 | 1人当たり5千円（500円券×10枚） |
| 使用期間 | 10月1日（日）～12月28日（休） |
| 配布方法 | 世帯主宛てに世帯全員分の応援券を簡易書留により、9月上旬から順次郵送します。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">不在により受け取れず、郵便局の不在通知票が届いていた場合には、郵便局で期限までに必ず受け取ってください。購入金額が応援券額面に満たない場合でも釣り銭は出ません。使用期間を過ぎた応援券は、原則無効となります。状況により、使用期間を延長する場合は、市ホームページなどでお知らせします。 |



店舗などを営む皆さんへ

応援券を使用できる取扱店を随時募集します。登録料など取扱店の負担はありません。市民の皆さんがさまざまな店舗でできるように、ぜひ取扱店として参加してください。

- | | |
|------|---|
| 参加資格 | 市内に店舗、事業所などを有する事業者
※一部参加できない場合がありますので、詳しくは市ホームページに掲載している「みどモス応援券取扱店募集要領」をご確認ください。 |
| 申請方法 | 取扱店登録申請書に必要事項を記入し、商工課（大間々庁舎）へ提出してください。商工会の会員については、商工会でも受け付けています。
申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、商工課および商工会でも配布しています。（複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請が必要） |
| 申請期限 | 11月30日（休） |
| 換金方法 | 使用された応援券に必要書類を添えて、換金期間内に市が指定する取次金融機関（市内各支店）で手続きしてください。窓口で即時換金できます。
市指定取次金融機関 ▶ 新田みどり農業協同組合3支店・桐生信用金庫4支店 |
| 換金期間 | 10月16日（月）～令和6年1月15日（月）
※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。 |